○中部地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・四・五十二号豊丘豊浜線

三　事業施行期間　自平成二十七年十月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中町、字下大田面及び字鳥居地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

臨時国会召集要求書送付

十月二十一日、議員安住淳外百二十四名から、内閣総理大臣安倍晋三宛の次のとおりの臨時国会召集要求書を受領したので、即日、大島議長から、内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

先の通常国会において安倍政権は、慎重審議を求める大多数の国民の声を無視し、審議を尽くさぬまま安保法制の成立を強行した。その後、ＴＰＰ協定が大筋合意に至ったが、かねてよりＴＰＰ協定に関する情報開示はほとんどなされておらず、合意に至った経緯はまったく不透明である。さらに、十月七日には内閣改造が行われたが、国会としては、国民への説明責任を果たすため、第三次安倍改造内閣、新閣僚らに所信を質していく必要がある。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、衆議院議員百二十五名の連名により、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。安倍内閣は徒に臨時国会召集を先送りすることのないよう、重ねて要請する。

平成二十七年十月二十一日

安住淳外百二十四名

代表者　岡田　克也

松野　頼久

志位　和夫

小沢　一郎

照屋　寛徳

内閣総理大臣　安倍　晋三殿

安住淳外百二十四名連名

臨時国会召集要求書

先の通常国会において安倍政権は、慎重審議を求める大多数の国民の声を無視し、審議を尽くさぬまま安保法制の成立を強行した。特に参議院においては、事実と異なる議事録が発行されており、事実関係を検証する必要がある。その後、ＴＰＰ協定が大筋合意に至ったが、合意に至った経緯はまったく不透明である。さらに、十月七日には内閣改造が行われたが、国会としては、国民への説明責任を果たすため、第三次安倍改造内閣閣僚らに所信を質していく必要がある。

よって、日本国憲法第五十三条及び国会法第三条に基づき、民主党・新緑風会、日本共産党、無所属クラブ、社会民主党・護憲連合、生活の党と山本太郎となかまたち及び議員有志は、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。安倍内閣は徒に臨時国会召集を先送りすることのないよう、重ねて要請する。

平成二十七年十月二十一日

代表者　小川　敏夫

井上　哲士

水野　賢一

福島みずほ

主濱　了

外七十九名

足立信也外七十八名連名

内閣総理大臣　安倍　晋三殿

臨時国会召集要求書送付通知

十月二十一日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院議員小川敏夫外八十三名から臨時国会召集要求書が提出されこれを内閣に送付した旨通知した。

臨時国会召集要求書送付通知

十月二十一日、向大野本院事務総長から、中村参議院事務総長宛、本院議員安住淳外百二十四名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

裁判員予備員辞職許可

十月十六日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員盛山正仁の辞職を許可した。

訴追委員及び同予備員辞職許可

十月十六日、議長において、裁判官訴追委員馳浩及び同予備員土屋正忠の辞職を許可した。

辞職通知

十月十六日向大野事務総長から**船**田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員予備員盛山正仁の辞職を許可した旨通知した。

又同日向大野事務総長から森裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員馳浩及び同予備員土屋正忠の辞職を許可した旨通知した。

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員山口鶴男君が八月三日死去されたので、十月二十一日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに商工委員長　懲罰委員長　予算委員長の要職につき　また国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等山口鶴男君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

参議院

臨時国会召集要求書送付

十月二十一日副議長は、議員小川敏夫外八十三名から内閣総理大臣宛の次の臨時国会召集要求書が提出されたのでこれを内閣に送付した。

人事異動

内閣

三浦　基広

環境大臣秘書官に任命する

（経済産業省通商政策局通商機構部長）経済産業事務官　渡辺　哲也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官）（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部交渉官を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房日本経済再生総合事務局次長を命ずる

（同）同　田中　茂明

内閣官房日本経済再生総合事務局次長を免ずる

（同）同　広瀬　直

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部交渉官を免ずる

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　渡辺　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる

（同）同　渡辺　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　渡辺　哲也

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる

（同）同　渡辺　哲也

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（同）同　渡辺　哲也

経済産業省に出向させる（以上十月十六日）

○財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　山本　早苗

（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上十月十九日）

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　伏見　英

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十月二十日）